

# 浦安市における社会教育の振興について

(浦安市社会教育委員答申)

平成17年3月24日

浦安市社会教育委員会議

平成17年3月24日

浦安市教育委員会委員長 大塚親哉様

浦安市社会教育委員委員長 田中 實

「浦安市における社会教育の振興について」の答申にあたって

平成16年5月20日、平成16年度第1回社会教育委員会議において、標記の事項について諮問がありました。

浦安市民の生涯学習の現状、及び学習環境に関する要望は、社会の急激な変化と共に変わってきています。前回の社会教育委員長への諮問に対する答申は平成3年でしたから、以来、約13年が経過したことになります。この間、社会教育行政において対処すべき新しい課題が生じています。この度、諮問を受けたことは、まさに時宜にかなったものと思います。

諮問についての本社会教育委員会議の審議では、以下の4つが主な論点となりました。すなわち、社会教育関係団体の認定に関する事、NPO法人への対応の方針に関する事、市民学習サークル活動の支援に関する事、及び公民館等の施設の充実に関する事です。

本社会教育委員会議は、今年度、定時及び臨時の社会教育委員会議を開催し、諮問につき鋭意かつ慎重に審議を重ねました。その結果、別紙のとおり意見がまとまりましたので、ここに答申します。

# 浦安市における社会教育の振興について

はじめに

社会教育の振興にとって、地域の社会教育関連の団体の主体的な活動の進展は大きな弾みとなっている。社会教育法が成立した時代では、地域の社会教育関連の団体の数は、現在と比べ、格段に少なかった。しかし、現在では、多くの団体が活動を進めるに至っている。団体の規模、活動の種類、活動の範囲などは、実に多岐にわたるようになり、総じて、市民の生涯学習の環境づくりに大きく貢献している。

本答申では、従来、「社会教育関係団体」と呼ばれてきた諸団体を、活動実態に即して、地域の社会教育事業団体、公民館等における学習サークル、生涯学習関連のNPO法人の3種類の団体に分け、それぞれについて、浦安市の社会教育の振興のためにどのような行政の支援が望ましいかについてまとめた。併せて、社会教育の基盤整備として、現在求められている社会教育施設のあり方についても意見をまとめた。

## 1 社会教育関係団体の育成・支援

### (1) 社会教育関係団体の認定について

「社会教育関係団体」については、社会教育法に規定がある。同法によれば、社会教育関係団体は、その主目的が「社会教育に関する事業を行うこと」におかれる。戦後、国や多くの自治体は、社会教育関係団体に対して適切に助言や助成を行ってきたが、これにより社会教育の振興・発展が大いに促された事実は否定できない。

社会教育関係団体の領域は多岐にわたっている。主な領域を挙げれば、青少年教育に関する団体、成人教育に関する団体、体育・レクリエーションに関する団体、芸術・文化に関する団体などがある。

なお、有志が小グループを作り、自主的に学習活動を進めている、いわゆる「サークル」については、一定の目的に沿って適当な方法で計画的に学習を進めるという点で、社会教育法でいう「社会教育に関する事業」を行っているともみなされることから、これを広く「社会教育関係団体」ととらえることは理にかなったものと考えられる。

浦安市では、昭和56年に社会教育関係団体の認定を行い、以後23年間、申請があった認定団体に対しては、社会教育の振興の観点から公民館等の社会教育施設の利用等につ

いて使用料の減免対応や、教育委員会所有のバスの利用などの優遇対応をとってきた。この施策は、一方では社会教育施設の利用が促されるなど少なからぬ効果をもたらしたものの、他方ではいくつかの問題点が指摘されるに至った。

問題点は、およそ、以下のものである。

①認定を受けた「社会教育関係団体」の主流が、地域の社会教育事業団体から公民館利用サークルに移る中で、社会教育関係団体が行う「社会教育事業」のイメージが、市民の目からはとらえにくくなっている。また、社会教育の振興という本来の目的に照らして社会教育関係団体の認定という方法が有効かどうかについて疑義が生じている。

②施設使用料の減免等の優遇的立場を取得することが主な目的であるような認定の申請が多く見られるようになり、社会教育関係団体の認定を受けていない団体から、公民館等の社会教育施設の利用について不公平感が増している。

以上の問題点に関してとるべき対応としては、社会教育関係団体への現行の優遇対応を原則廃止することが適当であると判断される。

社会教育振興の観点からの社会教育関係団体への現行の優遇対応は、次の2点である。一つは、教育委員会バスの使用。他の一つは公民館使用料の減免。

教育委員会バスの使用については、社会教育関係団体であることを使用の要件とする現行の制度を改め、認定の有無を問わず、バスの使用目的が、市民の生涯学習の推進にふさわしい使用かどうかを個別の申請で判断する基準を作ることが適当である。

公民館使用料の減免については、公民館の使用が原則有料であるにもかかわらず、減免の適用により実質的に無料での公民館使用が多くを占める現状を考えると、制度を改変することが適当と思われる。しかし一方、市民の生涯学習活動の基礎として、公民館サークル活動の重要性は増しているのも事実である。今後は、公民館使用の有料原則を基礎にしつつも、一定の要件を備えたサークルに関しては使用料減免対応を継続することが適当と思われる。公民館使用料減免対応を含め、公民館におけるサークル活動の支援のあり方については、後述する。また、地域で社会教育事業を展開する諸団体が公民館等の社会教育施設を利用する場合、使用料減免規定のある施設については、減免の是非は個別の申請で判断するのが適当である。

ただし、約四半世紀続いた制度を、現下の社会教育の実情に合わせて改変することは必要、かつ重要なことであるが、新しい制度への準備と市民への情報の公開などのために、移行経過期間を設定する必要がある。その期間は、2年程度が適当と思われる。

## (2) 地域の社会教育事業団体の育成・支援

浦安市を主な活動場所とする社会教育事業団体を行政がさまざまな方法で育成・支援することは、社会教育の振興にとって、依然、重要な課題である。行政には、社会教育における民間団体の活力をもっと積極的に引き出す努力が期待される。その具体的な方策とし

て、およそ以下のものが挙げられる。

#### ①社会教育事業団体への補助金による支援

従来の制度を活用して、社会教育事業団体に、社会教育振興の見地から補助金を支出する。その際、社会教育委員会議は、社会教育法の規定により、公金の支出が適正に行われるよう、行政に意見を述べる役割を負う。

#### ②社会教育事業を推進するため研修機会の提供

地域の社会教育事業団体がそれぞれの活動をいっそう効果的に推進するために、団体の推進者に広く呼びかけて、適宜、組織マネジメント、活動プログラム開発、広報スキルアップなどに関する学習の機会を設ける。

#### ③社会教育事業団体と行政との事業共催

行政は、地域の社会教育事業団体の特性や得意分野を生かして、共催して講演会、市民講座、各種イベント等の企画と実施に当たる事業を積極的に進める。これにより地域の社会教育事業団体と行政との協力関係も促進される。

## 2 社会教育活動の普及

### (1) 公民館サークル活動の支援

公民館では、市民が自主的にグループを立ち上げて、定期的に施設を利用して学習を進める、いわゆる公民館サークルの活動が盛んである。このようなサークルが公民館に根づいたことは、浦安市の社会教育事業発展の一つの成果として誇らしいことである。

サークルの中には、きわめて良好な学習機会を広く市民に提供しているサークルもあれば、必ずしもそうではないサークルもある。社会教育の振興の視点から、好ましいサークルの要件を挙げれば、およそ次のようになる。

- ①会員の合意による会則をもち、そのルールを尊重しながら活動を進めている
- ②役員を選出、年間計画の決定、経理の公開等で会員の主体的な運営を心がけている
- ③定期的な活動日を定め、目標に向けて着実に活動の成果を挙げている
- ④適宜、会員の募集を行い、適正規模での活動を心がけている
- ⑤会費や入会金について、市民が参加するのに負担感が多すぎない範囲に設定している
- ⑥講師への謝金は、私塾経営等における指導料とは区別され、謝意の範囲に設定している
- ⑦講師への中元や歳暮の贈答は、原則、行わない
- ⑧活動の成果を積極的に公表し、地域に生かそうとする姿勢をもっている

以上のような運営方針を公民館の各サークルに期待するところである。このようなサークルに対する支援の具体的方策としては、現在、社会教育関係団体に対して適用している公民館使用料減免制度を、新たな認定基準の下で適用することが適当であると考えられる。認定基準は、上記の要件を考慮して、広く市民が参加できる自主的な学習サークルの枠組みを示すものとして作成される必要がある。

認定基準に基づく、公民館使用料の減免を受けるサークルの認定は、公民館運営審議会

または社会教育委員会が担当することが適当と思われる。なお、新たに定められる認定基準や認定を受けたサークル名は公表されるほか、認定を受けたサークルの運営と活動内容についても、当該サークルから年次報告を求め、公表することが、情報公開の観点から重要であると考えられる。

## (2) 市内高等教育機関との連携

浦安市内には、大学、専門学校など高等教育機関が存在している。大学等が行う公開講座は、その時々的重要な社会的テーマを取り上げ、研究活動の成果を地域に還元することで、市民の高度な知的関心に応えようとしている。

明海大学では、図書館の市民への開放、大学図書館と市立図書館との連携、スポーツ施設の開放など、地域に開かれた大学として地域貢献を果たしている。また、大学祭における市民と学生との交流や各種国際交流事業での市民団体と留学生会との協働、市民の学習会への講師の派遣、市民対象のスポーツ・教養講座の開設など幅広い分野で社会教育の振興に寄与している。さらに近年では、市内各地域での学生のボランティア活動も行われている。

今後も、行政は大学等と緊密に連携をとりながら、中長期的視点に立って、高度化・多様化した市民や学生の知的欲求を充足するための良好な学習機会の提供に努力することを期待したい。

## 3 NPO団体への対応と協働の推進

### (1) NPO団体への対応

平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行されて以来、NPO法人の数は増加の一途をたどり、各地で、従来の行政の視点ではとらえにくかった分野においても、確実に「新しい公共」の領域を開拓してきている。

NPO法人の活動領域は多岐にわたっている。活動領域には、社会教育の推進を図る活動のほか、福祉、子どもの健全育成、まちづくり、学術・文化・芸術、スポーツの振興、環境の保全、人権擁護や平和の推進、国際協力、男女共同参画、消費者の保護など、これまで社会教育事業として行ってきた多くの領域が含まれている。

NPO法人の特徴の一つは、当該団体に関する情報公開がたいへん進んでいるところにある。市民は誰でも、団体の役員構成、毎年の事業内容、会計処理などの情報を得ることができる。NPO法人における情報公開の原則は、今後、法人格をもたない地域の各種団体にも影響し、より透明性のある団体活動が志向されるものと思われる。

NPO法人のほかの特徴について、市の社会教育振興上、留意しておきたいことがある。第1はNPO法人の活動領域についてである。所轄庁は、法人事務所の所在する場所が1箇所にあるか、複数の都道府県にあるかによって、県知事、または内閣総理大臣となる。いずれにしても活動地域は、必ずしも事務所がある自治体とはかぎらない。

また、NPOの役員も事務所がある自治体に居住するとはかぎらない。このような事実を踏まえると、NPOの事務所が浦安市内にあることをもって、浦安市内の施設等が当該NPOに特別の対応をすることが適当であるとは必ずしもいえない。

第2は、NPOの収益活動についてである。NPOは、組織の維持や活動の継続・発展のために収益活動を行う。そのこと自体は団体経営として自然なことである。しかし、その収益活動を公的な社会教育施設で行うならば、社会教育法の主旨からそれることになる。

以上2つのNPOの特徴を勘案すると、NPOへの基本的な対応としては、浦安市の社会教育施設では、NPO法人以外の社会教育関係団体に対する対応と同じ基準で臨むことが適当であると考えられる。平成14年3月の浦安市公民館運営審議会答申「浦安市における公民館の事業と管理運営のあり方」では、NPO法人への対応として「社会教育法における公民館設置の主旨に照らして、特別の措置を講じないことが妥当である」とあるが、当社会教育委員会においても同様の見解をとるものである。

当市で活動するNPO法人は、それぞれが掲げた社会的使命に基づいて、公共的課題について積極的に取り組んできている。これらの団体が当市の社会教育施設を有効に活用し、活動の成果を挙げていくことはたいへん好ましいことである。各施設においては、今後も公益的団体が利用しやすい施設運営を心がけていくことが重要である。

## (2) NPOと行政との協働の推進

行政は、各種講座・イベントの開催や市民学習サークル活動の支援などの社会教育事業を行っている。個々の事業をみると、NPO法人が追求している公益的課題とねらいや方法が重なる部分が少なからず見られる。

NPOは、それぞれの分野で専門的な知識や技術をもっている。そこでNPOの得意分野を生かせば、行政が行う社会教育事業のうち、NPOと事業協力や事業委託などの協働の方法によって、より効果的に市民サービスが提供できる場合が少なくないと思われる。

今後は、NPOとの協働を視野にいれた社会教育事業の企画・運営をいっそう進めることが重要と思われる。協働相手となるNPOの選定に当たっては、選定基準、選定方法、選定結果の公開について、十分、公平性や透明性が確保される必要がある。

## 4 社会教育施設・設備の充実

社会教育施設の利用に関する浦安市民の評価には、施設・設備、事業展開、職員の対応などが総合的に関わるものと思われる。しかし、施設・設備だけをとっても市民から多くの要望が寄せられていることは、生涯学習に関する各種の調査からも明らかである。

市民の学習活動の基盤づくりという点からみて、行政が社会教育施設の充実に特段の手立てを講じることは重要なことと考えられる。

以下では、現在、行政に検討を進めてほしい点を具体的に示すこととする。

### ①公民館の適正配置

浦安市民の公民館の利用条件に偏りがないように、人口密度や日常生活圏の現状を勘案して公民館の計画的設置を図ることが重要である。また、社会教育施設は、災害時には緊急避難場所となることから、それに対応できる設備を整えることが重要である。

#### ②公民館施設の青少年への対応

現在、子どもの健全育成の場として、青少年館が大きな役割を果たしているが、大人の市民との交流を通して子どもの育成を図っていくためには、公民館が子どもの活動場所としてもっと整備される必要がある。青少年館と公民館の事業の相乗効果で、地域の教育力を高めることが重要であり、そのために、公民館が地域の子どもにもっと活用されるよう、設備等の充実を図っていく必要がある。

#### ③公民館施設・設備の改善

一部の公民館には設置され市民に好評な設備がある。市民が気軽に利用できるロビースペース、アットホームなカフェ、子どもが安心して安全に利用できる活動空間などである。設置されていない公民館でも、設置に向けた検討を要望したい。

また、浦安の公民館全般にいえることだが、各室が閉鎖的であり、部屋の外からは室内の活動がまったく見えない。防犯の意味も込めて、もっとオープンな部屋の造りが望まれる。また、少人数のグループで部屋を使いたいという市民の要望が多くなっていることから、比較的小ぶりの部屋の設置が効率上求められることになる。少なくとも、今後設置が予定されている社会教育施設については、これらの点について配慮を要望する。

#### ④市民の活動場所の増設

市内の各公民館は、市民による活発なサークル活動が行われている結果として、慢性的に活動場所の不足が続いている。サークル活動は定期的に安定して学習の場が確保されることが重要であるが、実際にはそれが難しい。

今後の公民館の設備の充実では、市民が自主的なサークル活動ができる場の確保が重要な課題と思われる。既設公民館の一層の利便性を高める工夫をするとともに、市民の自主的な学習サークル活動にふさわしい、いわゆる貸館・貸室的な要素が強い「学習センター」を設置する。また、学校等の既存公共施設の活用を図ることが、市民の社会教育施設への要望に合致したものとして推奨される。

さらには、活動場所の増設に対する市民の要望や学習内容の多様化・高度化に対応するため、広域的・総合的な学習施設としての「生涯学習センター」の設置の検討も望まれるところである。

おわりに

諮問を受けて意見の取りまとめを行い、上記の内容を得たが、この作業の経過からわかったことがある。それは、社会教育の振興について、社会教育委員会議及び公民館運営審議会等の役割を認識せずに進めることは、きわめて困難であるということである。



現行の社会教育法の下では、社会教育委員及び公民館運営審議会委員は、自治体に必置ではない。しかし、その役割の重要性を考えると、両委員がいつその自覚を持って、行政と連携して社会教育の振興に当たることが必要であるとの認識をもった。

本答申では、現行の社会教育制度について数々の改善の提案をしているが、社会教育行政の担い手である職員が、この提案をしっかり受け止め、積み上げた経験と見識をもって検討をしてほしいと願っている。

答申が、浦安市の今後の社会教育の振興に寄与することを期待する。

# 浦安市社会教育委員名簿

(平成17年3月24日現在)

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
委 員 長	田中 實	学識経験者	
副 委 員 長	梅澤 弘子	千葉県幼稚園等新採研講師	
委 員	木谷 展	浦安市立小中学校長会	
委 員	小澤 誠	市内県立高校長会	
委 員	山本 悦子	浦安市婦人の会連合会	
委 員	岩田 照夫	浦安市体育協会	
委 員	永井 通	浦安市青少年相談員連絡協議会	中村 正子 (H16.12.11退任)
委 員	田中 照幸	浦安市立小中学校PTA連絡協議会	
委 員	津矢田寿子	市民公募	
委 員	田中 旻	市民公募	
委 員	下田 直樹	学識経験者	